

区 出 稼	照 上
<p>別表</p> <p>第1 児童発達支援 1～12の2（略）</p> <p>13 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ <u>福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数</u></p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） ハにより算定した単位数</p>	<p>別表</p> <p>第1 児童発達支援 1～12の2（略）</p> <p>13 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>（新設）</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） 1から12の2までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算（ ） ロにより算定した単位数</p>

の100分の80に相当する単位数

14 (略)

第2 医療型児童発達支援

1～9の2 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)が行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の146に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 (略)

の100分の80に相当する単位数

14 (略)

第2 医療型児童発達支援

1～9の2 (略)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター)が行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。(新設)

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の106に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1～10の2 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

Ⅳ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅲにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

Ⅴ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅳにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 (略)

第4 保育所等訪問支援

1・2 (略)

第3 放課後等デイサービス

1～10の2 (略)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。)が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

Ⅱ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

Ⅲ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅱにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

Ⅳ 福祉・介護職員処遇改善加算() Ⅲにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12 (略)

第4 保育所等訪問支援

1・2 (略)

<p>3 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>4 (略)</p>	<p>3 福祉・介護職員処遇改善加算</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。）が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(新設)</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の58に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>4 (略)</p>
---	---

